バイト起での過ぎを

バイト仲間に 迷惑がかかるし…

相談できる 相手がいない…



家族に**心配** かけたくない・・

わたしが 悪いんだから・・

よくおるご用談

- ●試験なのに休めない
- ●弁償や罰金を強要される
- ●定時になっても帰れない
- ●賃金が仕事に見合わない
- ●賃金・残業代が支払われない
- ●シフトを強要される
- ●重い責任を背負わされる
- ●賃金が求人票などと異なる
- ●辞めさせてもらえない
- ●いじめ・嫌がらせがひどい
- ●ノルマを強要される
- ●休憩がきちんと取れない

ひとりで悩まず 私たちにご相談ください。



受付時間

月~金曜日 9時~12時、13時~16時※祝日と年末年始は

広島県労働相談コーナーひろしま 県庁東館 3 階 (広島市中区基町 10-52) ○ 0120-570-207 ●広島バスセンター下車徒歩約 5 分 ●広電「紙屋町東」または「立町」下車徒歩約 3 分 ●アストラムライン県庁前駅から 徒歩約 5 分

ご家族の方からの相談もお受けしています。